

四日市市消防本部訓令第4号

四日市市火災予防規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

四日市市消防長 坂倉 啓史

四日市市火災予防規程の一部を改正する規程

四日市市火災予防規程（平成16年四日市市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（その他の消防対象物の実態把握等）</p> <p>第18条 消防長又は消防署長は、<u>第6条から前条まで（第7条から第8条まで、第11条、第13条及び第14条を除く。）</u>に規定する以外の消防対象物について、火災予防上必要があると認める場合には、当該対象物の実態を把握するとともに、火災予防対策に努めるものとする。</p> <p>（資料提出及び報告徴収）</p> <p>第32条 1から3まで（略）</p> <p>4 消防長又は消防署長は、前2項に規定する資料提出命令書又は報告徴収書により関係者からの資料等を提出させるときは、資料提出（報告）書（第6号様式）に必要な資料等を添えて提出させるものとし、資料等の提出を受けた消防</p>	<p>（その他の消防対象物の実態把握等）</p> <p>第18条 消防長又は消防署長は、<u>第6条から前条まで（第7条、第8条、第11条、第13条及び第14条を除く。）</u>に規定する以外の消防対象物について、火災予防上必要があると認める場合には、当該対象物の実態を把握するとともに、火災予防対策に努めるものとする。</p> <p>（資料提出及び報告徴収）</p> <p>第32条 1から3まで（略）</p> <p>4 消防長又は消防署長は、前2項に規定する資料提出命令書又は報告徴収書により関係者からの資料等を提出させるときは、資料提出（報告）書（第6号様式）に必要な資料等を添えて提出させるものとし、資料等の提出を受けた消防</p>

長又は消防署長は、提出者に資料等受領書（第6号様式の2）を交付するものとする。

5 （略）

（公示）

第45条 法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項及び第4項（法第36条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第8条の2第5項及び第6項（法第36条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第8条の2の5第3項並びに法第17条の4第1項及び第2項の規定に基づく命令を行った場合に設置する標識の様式及びその他公示の手続き等について必要な事項は、四日市市火災予防規則（昭和56年四日市市規則第30号。以下「規則」という。）第3条の規定によるものとする。

2及び3 （略）

（防火対象物に係る表示制度）

第66条の2 旅館・ホテル等における防火・防災管理上の基準適合の表示については、四日市市防火基準適合表示要綱（平成26年四

長又は消防署長は、提出者に受領書を交付するものとする。

5 （略）

（公示）

第45条 法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項及び第4項（法第36条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第8条の2第5項及び第6項（法第36条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第8条の2の5第3項並びに法第17条の4第1項及び第2項の規定に基づく命令を行った場合に設置する標識の様式及びその他公示の手続き等について必要な事項は、四日市市火災予防規則（昭和56年四日市市規則第30号）第3条の規定によるものとする。

2及び3 （略）

日市市消防本部告示第1号)に基づき実施するものとする。

(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)

第66条の3 消防長は、条例第51条第1項の規定に基づき規則第21条の2各号に規定する事項を公表する場合は、消防本部ホームページに公表対象物一覧表(第32号様式)を掲載することにより行うものとする。

2 消防長は、条例第51条第2項の規定による公表の通知を行う場合は、公表通知書(第33号様式)を交付することにより行うものとする。

3 前項の公表通知書の交付手続については、第56条第1項及び第2項の規定を準用する。

4 前各項に定めるもののほか、防火対象物の消防用設備等の状況の公表に関して必要な事項は別に定める。

第6号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市 消防署長
(四日市市消防長)
(四日市市長)

資料等提出者
住所
氏名 印

資料提出（報告）書

年 月 日付け 第 号により資料提出命令（報告
要求）された下記の資料（報告書）を提出します。

なお、提出した資料については、用済みの後、返還（処分）して下さい。

記

資料（報告書）名

第6号様式の次に、次の様式を加える。

第 年 月 日 号

様

四日市市 消防署長
(四日市市消防長)
(四日市市長)

印

資料等受領書

下記の資料（報告書）を受領し（保管し）ました。

記

資料（報告書）名

第 27 号様式を、次のように改める。

第 27 号様式（第 56 条関係）

年 月 日

四日市市 消防署長
(四日市市消防長)
(四日市市長)

住 所
氏 名

印

受 領 書

年 月 日付け 第 号の 書は、確かに受領し
ました。

第 3 1 号様式の次に、次の様式を加える。

住 所
氏 名 様

四日市市消防長

印

公 表 通 知 書

あなたの所有（管理、占有）する防火対象物に関し、 年 月 日に
立入検査結果通知書により通知した違反（四日市市火災予防規則第 2 1 条第 2
項に規定するものに限る。）について、四日市市火災予防条例第 5 1 条第 1 項の
規定により次のとおり公表します。

1 公表する事項

防火対象物	名 称	
	所 在 地	
違 反 の 内 容		

2 公表の方法

四日市市消防本部のホームページへの掲載

3 公表予定日

年 月 日

4 その他

上記 1 に掲げた違反内容を是正した場合は、以下の問合せ先まで連絡をお
願います。公表予定日前に違反の是正を確認した時は、当該違反事実につ
いては公表しません。すでに公表している場合は、当該違反事実の情報を削
除します。

問合せ先

消防本部 課

電話（ ） ー

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(消防本部予防保安課)